

# 先進的介護「北九州モデル」推進に関する評価委員会設置要綱

## (目的)

第1条 先進的介護「北九州モデル」の推進を図るため、医療・福祉関係者、福祉事業者、学識経験者、利用者等を構成員とする先進的介護「北九州モデル」推進に関する評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 評価委員会は、先進的介護「北九州モデル」の推進を着実に実行するために、次に掲げる事項について評価・助言を行う。

- (1) 先進的介護「北九州モデル」の普及に関すること
- (2) 介護ロボット技術の開発・改良に関すること
- (3) 介護データ分析による予測型介護の研究に関すること
- (4) 感染症予防に資する働き方の構築に関すること
- (5) 施設環境を対象とした感染制御の研究に関すること

## (構成員)

第3条 構成員は、次の各号に掲げるもののうちから、保健福祉局長が選任する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 福祉事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 利用者
- (5) その他、保健福祉局長が適当と認めた者

## (任期)

第4条 構成員の任期は、1年間とする。

- 2 構成員が欠けた場合は、補欠の構成員を置くことができる。この補欠の構成員の任期は、前任の残任期間とする。
- 3 構成員は、再任することを妨げない。

## (評価委員会の運営)

第5条 保健福祉局は、第2条に定める事項に関する評価・意見を聴取し助言を得るため、評価委員会を運営する。

- 2 保健福祉局長は評価委員会の運営に必要と認めるときは、構成員以外の者に参加を求めることができる。

## (会合の公開)

第6条 評価委員会の会合は原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は非公開とする。

- (1) 不開示情報(北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)第7条)に該当する事項について意見交換を行う場合
- (2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(暴力団の排除)

第7条 次の各号に該当するものは、構成員としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(暴力団等関与の場合の構成員の選定取り消し)

第8条 保健福祉局長は、構成員として選任されたものが第7条の各号いずれかに該当することが明らかとなった場合は、選任を取り消すことができる。

この場合において、取消しにより構成員に損害があっても、保健福祉局長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(評価委員会の庶務)

第9条 評価委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

(その他)

第10条 ここに定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項については、保健福祉局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。